

受験資格

次のいずれかに該当する方

(1) 学歴要件を満たす方

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）による、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、専修学校又は職業能力開発促進法（旧「職業訓練法」昭和44年法律第64号）による公共職業能力開発施設において、下記の修得内容の例に相当する課程を修了した者

<修得内容の例>

修得内容	土木科 農業土木科 農業工学科 建築科 建築工学科 設備工学科 住宅リフォーム科 衛生工学科	土木工学科 土木建築工学科 建築設備工学科 建設工学科 水工土木工学科 都市工学科 農業開発工学科 建築設備科	環境整備工学科 環境計画学科 環境建設工学科 環境工学科 住環境学科 造園施設科 工業土木科 マンション改修施工科	設備工業科 土木建築科 都市建設工学科 上下水道工学科 環境設備学科 配管科 建築設備施工科
提出書類	卒業証明書又は修了証明書等（コピー可）			

- ② その他、東京都公営企業管理者下水道局長（以下「管理者」という。）が相当の資格があると認めた者

(2) 実務経歴要件を満たす方

- ① 義務教育修了後、排水設備の新設等の設計又は施工に従事した期間が通算して2年以上になる者
- ② 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校以上の学校（以下「高等学校」という。）を卒業した者で、排水設備工事又は排水設備工事以外の下水道工事あるいは水道工事の設計又は施工に関し、1年以上の実務経験を有する者
- ③ 高等学校を卒業した者で、農（漁）業集落排水施設又はコミュニティプラントあるいは合併処理浄化槽等（以下「農業集落排水施設等」という。）の工事の設計又は施工に関して1年以上の実務経験を有する者
- ④ 農業集落排水施設等の工事の設計又は施工に関して2年以上の実務の経験を有する者
- ⑤ 上記①から④に準ずるものとして管理者が認めた者

上記にかかわらず、次のいずれかに該当する方は受験することができません。

- 精神の機能の障害により排水設備工事責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 不正行為等によってこの試験の合格を取り消され、2年を経過していない者